

平成22年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線：7895)

4目 環境保全費

(単位：千円)

| 事業名                        | 本年度  | 前年度    | 比較     | 財源内訳  |    |         |                  | 備考 |
|----------------------------|--|--------|--------|-------|----|---------|------------------|----|
|                            |  |        |        | 国庫支出金 | 起債 | その他     | 一般財源             |    |
| 【温暖化防止県民運動】<br>地球温暖化防止推進事業 | (12,290)<br>9,290  | 12,456 | △3,166 |       |    | (3,000) | (9,290)<br>9,290 |    |
| トータルコスト                    | 45,596千円 (前年度 49,739千円) [正職員：4.5人]   |        |        |       |    |         |                  |    |
| 主な業務内容                     | 条例の運用、委託事務、普及啓発、関係機関・団体との連絡調整  |        |        |       |    |         |                  |    |
| 工程表の政策目標(指標)               | 一人ひとりの行動が地球環境に負荷を与えていることを理解し、地球温暖化の防止に取り組む。(二酸化炭素等温室効果ガスの削減：(H2)3,974千トンCO2 (H21)3,750千トンCO2 → (H22)3,667千トンCO2) |        |        |       |    |         |                  |    |

※上段( )内の数値は商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業計上分を含む額

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民・事業者・県が連携して温室効果ガス削減の具体的な行動に取り組むため、事業者への省エネ診断、委託による人材育成事業及び普及啓発事業の実施、レジ袋削減を進める。

2 主な事業内容

(10,970千円)

(1) 地球温暖化防止推進事業 7,970千円

|  |
|--|
| ○鳥取県地球温暖化対策条例の運用   |
| ○事業所の建物や設備等の省エネ診断を行う「とっとり省エネお助け隊」(仮称)を、省エネ診断を希望する特定事業者へ派遣(年15件程度を想定)   |
| ○県地球温暖化防止活動推進センター(平成22年度に指定予定)に委託して次の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の育成</li> <li>・地域での地球温暖化防止につながる学習の場の提供やコンテスト等の普及啓発(うち3,000千円はふるさと雇用再生特別交付金事業を活用：商工労働部一括予算計上)</li> </ul> 雇用創出人数 1人 |

(2) ノーレジ袋推進事業 1,320千円

|  |
|--|
| ・「レジ袋無料配布中止(有料化)」取組活動発表会の開催(県内の取組事例及び他県の先進取組事例の発表) |
| ・ノーレジ袋デー(毎月10日)・マイバッグキャンペーンの実施                     |

3 これまでの取組状況、改善点

- ・県内のエネルギー起源のCO2排出量は1990年度(京都議定書の基準年)から10%近く増加しており、国の目標である「2020年までに1990年比温室効果ガス25%削減」を受けて、県もこれまでの普及啓発等に加えて、より直接的な温暖化防止対策をとる必要がある。
- ・温暖化防止の普及啓発を県が実施するとともに、人材育成や普及啓発等の官民一体となった実施を目的とした県センターの指定を検討し、準備が整ったところ。県センターの指定及び推進員の委嘱により、地球温暖化防止活動を拡大していく。
- ・平成21年3月に鳥取県地球温暖化対策条例が制定され、平成22年4月の全面施行に向けて事業者等への説明会や広報紙等による普及啓発を行ってきた。県内事業者の取組を進めるため、省エネ診断を実施する。
- ・具体的な温暖化防止行動の一つとして、毎月10日の「ノーレジ袋デー」を中心に、消費者団体等と協働で消費者へレジ袋削減の普及啓発を実施した。結果、レジ袋辞退率の向上を図ることができた。各事業者にレジ袋無料配布中止(有料化)への賛同要請を行ったが、多くの事業者は、各地域のキーとなる事業者(店舗数の多い主要スーパー、近隣競合店)が有料化に賛同しないと有料化には向かえないとの意見である。新たに設立される県センターとも連携し、レジ袋削減の効果的な普及啓発を行いながら、協議会でキーとなる事業者へ賛同要請を行っていく。